

令和6年4月18日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公 印 省 略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

日頃より本会事業に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法に基づき、平成20年度より産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が義務化されています。

例年と同様、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出期限は令和6年6月30日まで（報告対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）とされていますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、報告書様式や手引き、医療機関用の記入例等の資料につきましては、本会ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

(参 考)

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/report/plan-delivery.html>

※ホーム＞環境・リサイクル＞廃棄物・3R（リユース・リデュース・リサイクル）＞産業廃棄物を排出する事業者（建設業者以外）の皆様へ＞産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

○文書ライブラリ（大阪府医師会ホームページ）

<https://www.osaka.med.or.jp/documents/index>

※ホーム＞医師・医療関係者のみなさまへ＞文書ライブラリ（ID検索=27）

【担当事務局】

大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875